

平成24年2月24日

第2362号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

告 示

- 漁船損害等補償法による付保義務の発生(80・団体指導室)……………1
- 土地収用法による事業の認定(81・建設管理課)……………1
- 建設業法による経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等(82・建設管理課)……………3
- 証紙売りさばきの廃止の届出(83・会計課)……………4
- 都市計画事業の事業計画の変更認可(84、85・由利地域振興局建設部)……………4
- 道路区域の変更(86・由利地域振興局建設部)……………5
- 道路区域の変更及び供用開始(87・平鹿地域振興局建設部)……………6

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活力創造課)……………6
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部)……………6
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)……………6
- 土地改良区の役員の退任の届出(雄勝地域振興局農林部)……………7

告 示

秋田県告示第80号

次の加入区について漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意があったものと認められたので、同法第112条の2第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年2月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

岩城加入区

秋田県告示第81号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定に基づき、告示する。

平成24年2月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 起業者の名称 湯沢市
- 2 事業の種類 小町の郷公園(仮称)整備事業及びこれに伴う用排水路付替工事
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 秋田県湯沢市小野字二ツ森、字東古戸及び字小町地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

平成24年1月23日付けで湯沢市より申請のあった小町の郷公園(仮称)整備事業及びこれに伴う用排水路付替工事(以下「本件事業」という。)に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業のうち、小町の郷公園(仮称)整備事業(以下「本体工事」という。)は、湯沢市が湯沢市総合振興計画(以下「振興計画」という。)に基づき整備する公園であり、土地収用法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

また、本体工事の施行に伴う用排水路付替工事は、土地収用法第3条第5号に掲げる事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第46条第1項の規定に基づいて湯沢市が作成した「小野地区都市再生整備計画」に基づいて施行される事業であることから、湯沢市は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

また、湯沢市は平成23年度一般会計予算において、本件事業に関する必要な財源措置を講じている。

以上により本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

平成17年に湯沢市、稲川町、雄勝町、皆瀬村の市町村合併により誕生した湯沢市では、市民と行政の協働によるまちづくりを推進し、特色ある地域資源を磨き上げることを目指し、「人と自然が輝き、ふるさとの技がさえる美しさあふれるまち」を将来像とする振興計画を策定した。

振興計画では将来像の実現に向けて、湯沢市が取り組む施策の方向を示すとともに、合併市町村を地域単位として、それぞれの地域の現状と課題に向き合いながら、特色ある地域資源を活かした重点施策事業を展開し、総合的な発展につなげることを目標としている。

本件事業の起業地である雄勝地域は、秋田・山形・福島を結ぶ国道13号と日本海側と太平洋側を結ぶ国道108号が交差する道路交通網の要衝にあり、平成19年に「湯沢横手道路」、雄勝こまちインターチェンジ（以下「こまちIC」という。）の供用が開始され、交通ネットワークの整備が進められている。しかしながら、雄勝地域は湯沢市のなかで最も過疎化、人口減少と高齢化が顕著な地域であり、さらに、地域の雇用を支えてきた誘致企業が、平成21年に生産拠点を県外移転したことで生産年齢層が県外に流出するなど、地域活力の衰退が懸念されている。

雄勝地域の特色ある地域資源には、平安時代の古今和歌集に六歌仙として挙げられた「小野小町」がこの地で生誕し、その晩年もこの地で生涯を送ったという伝承（以下「小町伝承」という。）があり、小町伝承に関する遺跡が数多く残されている。

毎年6月に行われる「小町まつり」には、多くの観光客が訪れ、特色ある地域資源が重要な観光資源として活用されている。

振興計画では、こうした交通ネットワークと小野小町をキーワードとする歴史的財産のネットワークの相互リンクを構築し、交流人口の増加に結びつけ、地域活性化と農林産物・特産品の需要喚起による地域産業の振興を図ることを課題としており、小町伝承のシンボルである小町堂とこまちICに近接する交通拠点である「道の駅おがち」を結ぶ一帯に、湯沢市の新たなコミュニティ形成の中核施設として「小町の郷公園（仮称）」を整備することは、市民の憩いの場の形成、交流人口の増加・観光振興による地域活性化と観光振興による賑わいの創出を図るものであり、湯沢市全域への観光誘客による経済効果や、小町伝承を共有することによる市民相互の連帯感及び一体感の醸成に寄与するものである。

以上のとおり、本件事業により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び秋田県環境影響評価条例（平成12年条例第137号）による環境影響評価が義務づけられた対象事業には該当しないが、起業者が任意で既存文献等を調査した結果、本件事業の起業地は国道、市道及び住宅地に囲まれた農地であり、本件事業地内には、周辺の動植物をはじめ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に指定される希少な野生動植物の生息及び植生が確認される可能性は小さいと判断している。

本件事業地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地である「小野Ⅱ遺跡」に隣接していることから、湯沢市教育委員会と協議を行い、事前調査（試掘調査）を実施した。

調査の結果、起業地の一部から新たに「小野Ⅲ遺跡」が発見され、確認された遺構・遺物は埋蔵文化財調査報告書にまとめられている。

本件事業の施行の際は、文化財保護法第94条の規定に基づく手続を行い、埋蔵文化財への影響がないように工事計画を協議のうえ、湯沢市教育委員会の専門職員の立会調査を実施することとしている。

また、起業者は事前に近隣住民へ作業内容の十分な説明を行うとともに、低騒音・低振動型建設機械を使用するなど、周辺の生活環境を保全するよう努めることとしている。

以上のことから、生活環境、自然環境に与える影響は少ないものであり、失われる利益は軽微なものと認められる。

ウ 複数案の検討

本件事業の施行に当たっては、申請案のほか、湯沢市小野字新田及び字東堺地内に整備する案と同市下院内字小白岩地内に整備する案とがあるが、

- (ア) 地域資源である「小町伝承」を最も効果的に活用できること
- (イ) 道の駅及び観光交流拠点との相乗効果が期待できること
- (ウ) 道路利用者、歩行者双方の交通の利便性が良好であること
- (エ) 市民の憩いの場として利用しやすく、周辺環境への影響が少ないこと
- (オ) 事業費の経済性が優れていること

等の基準により3案を比較検討したところ、いずれにおいても申請案が優れており、本件事業の起業地は最も適当であると認められる。

エ 事業計画の合理性

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量すると、本件事業の実施により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)で述べたとおり、雄勝地域は、過疎化、人口減少と高齢化が顕著であり、生産年齢層の県外流出による地域活力の衰退が懸念されており、その課題解決として実施される本件事業はできるだけ早期に整備する必要がある。

「小町の郷公園（仮称）」は、日常は市民の憩いの場として、また、災害時には一時避難場所としての機能を担う公園である。

地域住民の要望等を受けて雄勝地域政策推進会議から、本件事業の早期実現を求める提言書が提出されている。

よって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、交流広場・公園散策路・四季の花壇等からなる小町広場、小町舞台・公衆用トイレ・管理用倉庫等の建築物、駐車場、付替用排水路として事業計画に必要な範囲と認められる。

さらに、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

ウ 本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

湯沢市総務企画部企画課

秋田県告示第82号

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「省令」という。）第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定に基づき、平成24年度に行う建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の26第2項の規定による経営規模等評価の申請及び法第27条の29第2項の規定による総合評定値の通知の請求（以下「申請等」という。）の時期及び方法を次のとおり定め、公示する。

平成24年2月24日

秋田県知事 佐竹敬久

1 申請等の時期及び方法

(1) 申請等の時期

対 象	時 期
個人及び決算期の属する月が平成23年10月から同年12月までである法人	平成24年3月22日及び同月23日
決算期の属する月が平成24年1月から同年3月までである法人	平成24年6月28日及び同月29日
決算期の属する月が平成24年4月から同年6月までである法人	平成24年9月27日及び同月28日
決算期の属する月が平成24年7月から同年9月までである法人	平成24年12月6日及び同月7日

(2) 申請等の方法

主たる営業所の所在地を所管する地域振興局総務企画部総務経理課に2の書類を持参して提出すること。

(3) (1)の時期に申請等をする者ができない者又は(2)の方法以外の方法により申請等をする必要があると認められる者に係る申請等の時期及び方法は、建設交通部建設管理課長が別途指定する。

2 申請等に必要書類

(1) 申請書又は請求書

省令別記様式第25号の11による経営規模等評価申請書又は総合評定値請求書

(2) 添付書類

ア (1)の申請書又は請求書に記載した完成工事高に係る省令別記様式第2号による工事経歴書(税抜)

イ 省令別記様式第25号の10による経営状況分析結果通知書(総合評定値の請求をする場合に限る。)

3 手数料及びその納付方法

(1) 手数料の額

ア 経営規模等評価申請手数料の額

8,100円と2,300円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

イ 総合評定値通知請求手数料の額

400円と200円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

(2) 納付方法

申請等をする際、秋田県証紙により納付すること。

4 経営規模等評価の結果又は総合評定値の通知

省令別記様式第25号の12による経営規模等評価結果通知書又は総合評定値通知書の郵送により通知する。

5 経営規模等評価に係る再審査

法第27条の28及び省令第20条第2項に規定する者は、(1)及び(2)に定めるところにより経営規模等評価の再審査の申立てをすることができる。

(1) 申立ての時期及び方法

ア 法第27条の28に規定する者

経営規模等評価の結果の通知を受けた日から30日以内に建設交通部建設管理課に(2)の書類を持参して提出すること。

イ 省令第20条第2項に規定する者

同項に規定する評価方法の改正の日から120日以内に1(2)の地域振興局総務企画部総務経理課に(2)の書類を持参して提出すること。

(2) 申立てに必要な書類

ア 省令別記様式第25号の11による経営規模等評価再審査申立書

イ 経営規模等評価結果通知書(省令第20条第2項の規定により申立てをする場合は写し。)

ウ 総合評定値通知書(総合評定値の通知を受けた場合に限る。省令第20条第2項の規定により申立てをする場合は写し。)

エ 省令別記様式第25号の10による経営状況分析結果通知書(省令第20条第2項の規定により申立てをする場合で、再審査前の総合評定値の通知を受けた場合に限る。)

オ 異議のある審査項目についてその事実の確認に必要な書類(法第27条の28の規定により申立てをする場合に限る。)

(3) 再審査の結果の通知

省令別記様式第25号の12による経営規模等評価結果通知書(再審査前の総合評定値を通知した場合は、経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書)の郵送により通知する。

6 問い合わせ先

秋田市山王四丁目1番1号

秋田県建設交通部建設管理課建設業班(電話018-860-2425)

秋田県告示第83号

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第57条第4項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成24年2月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

売りさばきを廃止した者の事務所の所在地及び名称

横手市十文字町佐賀会字中川原113番地1 株式会社十文字自動車学校

秋田県告示第84号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成24年2月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 施行者の名称
由利本荘市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
本荘都市計画都市公園事業2号芋川桜づつみ河川緑地
- 3 事業施行期間
平成13年10月10日から平成25年3月31日を
平成13年10月10日から平成24年3月31日に変更する。
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

秋田県告示第85号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成24年2月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 施行者の名称
由利本荘市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
本荘都市計画都市公園事業5・5・1号本荘公園
- 3 事業施行期間
平成3年12月6日から平成25年3月31日を
平成3年12月6日から平成24年3月31日に変更する。
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

秋田県告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成24年2月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	冬師西目線	A 由利本荘市西目町西目字田高67番地1地先から 字舞台770番地先まで	8.00~20.40	0.289
	新	冬師西目線	A 由利本荘市西目町西目字田高67番地1地先から 字舞台770番地先まで	8.00~20.40	0.289
			B	〃	14.00~71.00

(この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。)

- 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成24年2月24日から同年3月8日まで

秋田県告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成24年2月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	横手大森 大内線	横手市大雄字藤巻西168番地先から160番地先まで	25.40～35.20	0.128
	新	横手大森 大内線	〃	31.50～37.00	0.128

2 供用開始の期日 平成24年2月24日

3 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
(2) 期間 平成24年2月24日から同年3月8日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年2月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請のあった年月日

平成24年2月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会

3 代表者の氏名

藤 井 けい子

4 主たる事務所の所在地

秋田県秋田市上北手荒巻字堺切24番地の2

5 定款に記載された目的

この法人は、秋田県民をはじめ、秋田県に関心を抱く人々に対して、都市農村交流及びグリーン・ツーリズム活動の推進に関する事業を行い、元気で活力のある農山漁村の創造と人間性豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、能代市種土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年2月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任監事の住所及び氏名

能代市二ツ井町梅内字前田163番地2

藤 田 忠 美

〃 二ツ井町種字熊野堂前220番地2

茂 内 満 男

2 就任監事の住所及び氏名

能代市二ツ井町梅内字前田163番地2

藤 田 忠 美

〃 二ツ井町種字熊野堂前220番地2

茂 内 満 男

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、仙北市黒倉堰土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年2月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

仙北市田沢湖神代字戸伏83番地の1	佐藤 乃三
〃 〃 字下生田193番地の1	佐藤 通純
〃 〃 字生田中村201番地	高橋 政敏
〃 〃 字街道南82番地	藤原 正一
〃 〃 字堂ノ西198番地	佐藤 昭雄
〃 〃 字戸伏松原232番地の2	細川 俊雄
〃 田沢湖梅沢字大石野351番地	大石 一夫
〃 田沢湖小松字山崎193番地の2	伊藤 紀一
〃 〃 字羽根ヶ台94番地の1	小田島 栄喜
〃 角館町下川原291番地	佐藤 孝典
〃 角館町金山下75番地	中村 清悦
〃 角館町広久内下中川原前田109番地	高橋 昭郎
2 就任理事の住所及び氏名	
仙北市田沢湖神代字下生田193番地の1	佐藤 通純
〃 〃 字戸伏83番地の1	佐藤 乃三
〃 〃 字生田中村201番地	高橋 政敏
〃 〃 字戸伏松原232番地の2	細川 俊雄
〃 〃 字珍重屋敷153	細川 祐栄
〃 〃 字古館野488番地	川井 武彦
〃 田沢湖梅沢字大石野351番地	大石 一夫
〃 田沢湖小松字山崎193番地の2	伊藤 紀一
〃 〃 字羽根ヶ台94番地の1	小田島 栄喜
〃 角館町金山下75番地	中村 清悦
〃 角館町下川原291番地	佐藤 孝典
〃 角館町広久内下中川原前田109番地	高橋 昭郎
3 退任監事の住所及び氏名	
仙北市田沢湖神代字荒川尻57番地	川井 義男
〃 〃 字竹原152番地	三浦 義捷
〃 角館町大中嶋128番地の2	佐々木 吉幸
4 就任監事の住所及び氏名	
仙北市田沢湖神代字戸伏松原213番地の3	細川 治男
〃 〃 字竹原152番地	三浦 義捷
〃 角館町大中嶋128番地の2	佐々木 吉幸

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、湯沢市中央土地改良区から次のとおり役員の内退の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年2月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

退任監事の住所及び氏名

湯沢市秋ノ宮字中島157番地

菅 義照

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 巧	秋田市山王七丁目5番29号